

雇 均 発 1225 第 16 号
令 和 2 年 12 月 25 日

独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公印省略)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令（中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係）等の公布について

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 367 号。以下「改正政令」という。）が令和 2 年 12 月 23 日に公布され、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 208 号。以下「改正省令」という。）が同月 25 日に公布された。

改正政令による中小企業退職金共済法施行令（昭和 39 年政令第 188 号。以下「中退令」という。）の改正及び改正省令による中小企業退職金共済法施行規則（昭和 34 年労働省令第 23 号。以下「中退則」という。）の改正に係る趣旨、内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、その取扱いに遺漏なきようにするとともに、共済契約者等へ改正内容の周知を行うなど、制度の円滑な施行のための所要の取組に努められたい。

記

第 1 改正の趣旨

「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（注：「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これまでに同会議から示されている方向性を踏まえつつ、政令及び省令において国民や事業者に対して押印を求めている手続全般について押印を不要とするものである。

第2 中退令の改正内容（第21条第1項関係）

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が発行する財形住宅債券の募集に応募しようとする者は、財形住宅債券申込証に署名又は記名押印しなければならないこととしてきたところ、本改正により記名のみで足りることとする。

第3 中退則の改正内容（第4条第2項関係）

退職金共済契約を締結しようとする中小企業者は、退職金共済契約申込書に、当該契約の申込みが当該契約の被共済者となる者の意に反して行われたものでないことを証するためその者の押印又は署名を受けなければならないこととしてきたところ、本改正により、意に反して行われたものでないことを確認した旨を記載することとし、当該押印又は署名を不要とすること。

なお、意に反して行われたものでないことを確認した旨の記載としては、退職金共済契約申込書に確認欄を設け、当該中小企業者が、当該被共済者となる者に退職金共済契約に申し込む旨を説明し、当該被共済者となる者の了解を得た上で、当該中小企業者又は当該被共済者が当該確認欄に印をつけること等が考えられる。

第4 施行期日

改正政令の施行期日は令和3年1月1日、改正省令の施行期日は令和2年12月25日であること。

第5 その他

機構において被共済者や共済契約者等に押印を求めている手続についても、今般の中退令及び中退則の改正の趣旨を踏まえ、必要な検討を行い、押印を不要とされたい。

その際、各手続の性質等を踏まえ、必要に応じて所要の代替措置を講じることが求められることに留意されたい。例えば、被共済者の同意を得て退職金共済契約を解除する際には、退職金共済契約の解除により退職金制度が途絶されることによる被共済者への影響に鑑み、共済契約者が被共済者に対して退職金共済契約の解除について説明し、当該被共済者が解除に同意することを返信した旨が明らかとなる電子メールのやりとりを、被共済者の「同意があったことを証する書面」として添付すること等が考えられる。

以 上